

安全報告書

令和6年度



【600系 2両編成 ラビットカー】

一般社団法人養老線管理機構
(第三種鉄道事業者)

1 ご利用の皆様および沿線住民の皆様へ

養老線につきまして、日頃からご利用、ご支援いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月1日より、沿線市町（大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町）が設立した（一社）養老線管理機構（平成29年2月1日設立）が、近畿日本鉄道㈱に代わり、第三種鉄道事業者として路線等の施設を保有・維持管理し、引き続き養老鉄道㈱が第二種鉄道事業者として養老線の運行を担う新しい事業形態へ変更し養老線の運営を行ってから、6年が経過しました。

その中で、当法人は、西美濃・北伊勢地域における地域住民の自立した日常生活と社会生活の確保及び活力ある都市活動の実現を図るための基盤となる鉄道輸送の重要性に鑑み、養老線における第三種鉄道事業を行い、当該地域における交通機能の充実と輸送の確保及び個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に継続して寄与することを目的に運営しております。

令和5年度も第二種鉄道事業者である養老鉄道㈱と連携して、鉄道事業再構築実施計画に位置付けられた維持修繕及び設備投資を計画的に実施することで、安全安心の運行に努めました。さらに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づき、養老線沿線7市町、養老鉄道㈱及び（一社）養老線管理機構において更なる安全性の確保や利便性の向上を図るために、認定済みの鉄道事業再構築実施計画の変更計画を策定し、令和6年2月29日付けで国土交通大臣の変更認定を受けることが出来ました。これにより、鉄道計画が地域のまちづくりや観光計画と共に、社会資本整備総合交付金を活用することが可能となり、今後も安全安心のため多くの設備投資工事の実施や、利用者の利便の確保等について更に取り組みを進めてまいります。

また、沿線7市町及び養老鉄道㈱の各種イベント開催などにより、定期外収入が昨年度より増加しており、今後の利用者の増加に期待するところです。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、養老線の輸送の安全確保のための取組や安全の実態についてまとめ、公表するものです。

当法人では、養老鉄道㈱とともに、輸送の安全に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、沿線住民の皆様のご利用、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



一般社団法人養老線管理機構
代表理事 豊田 富士人

2 基本方針

代表理事以下関係職員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設および職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定めています。

安全に関する基本的な方針を次のとおり定め、職員は協力して安全レベルのさらなる向上を目指します。

【運転安全規範綱領】

- (1) 安全の確保は、輸送の生命である。
- (2) 規程の遵守は、安全の基礎である。
- (3) 勤務の厳正は、安全の要件である。

3 安全目標

基本方針および運転安全規範綱領に基づき、職員は安全を最優先し、安全体制の強化に努めます。

また、養老鉄道株式会社との連携を進め、計画的に鉄道施設および車両、その他備品の修繕を行い、安全性及び信頼性の高い鉄道事業者を目指すことを目標とします。

4 安全確保のための取り組み

(1) 令和5年度に実施した主な取り組み

基本方針及び安全行動規範に基づき、列車の安全運行を図るとともに、利用者の安全を確保するために実施した主な取り組みを記載します。

① 安全重点施策に基づく、安全取組計画の実施。

区分	取組内容
1) 線路設備の更新	PCまくら木化（542本）
2) 電路設備の更新	コンクリート柱化（3門基） 高圧負荷開閉器（1台） 電線路更新強化（986m）
3) 信号保安設備の更新	連動装置（1カ所） 信号用継電器（30個）

区分	取組内容
3) 信号保安設備の更新	踏切用継電器（50個） 踏切道遮断機（6基） 踏切道機器（警報音発生器（3台）、スピーカー（22台）、全方向閃光灯（5組）、電池取替（2台）） ATS地上子（8枚） 転てつ回路制御機（2箇所）、インピーダンスボンド（2台） 信号機構（4基） 所内盤（1面） き電線故障選択装置（1台）
5) 線路保存費（修繕）	まくら木交換 （並1,004本、大盤31本、橋55本、分岐21本） レール等交換（400.13m） 橋梁補修（3橋） 駅構内配線変更（分岐撤去、棒線化等） 軌道整備、碎石補充等
6) 電路保存費（修繕）	電路・電気・信号・通信設備補修等

- ② 車両の定期検査の実施（定期検査3編成8両）
- ③ 扉制御箱改修
- ④ 前照灯、車側灯、故障表示灯のLED化
- ⑤ 主電動機改修（絶縁更新、PGセンサ）
- ⑥ ブレーキ受領器改修
- ⑦ 車両保存費（修繕）（車両点検整備等）

(2) 安全対策に関する取組

① 二種三種連絡会議の開催

第三種鉄道事業者である当法人と第二種鉄道事業者である養老鉄道㈱において、毎月、連絡会議を開催し、列車の安全運行や利用者の安全確保を図るための情報共有や意見交換を行っています。

今後も養老鉄道㈱と密に連携し、計画的に鉄道施設および車両の整備・維持修繕を実施し、輸送の安全を確保するよう努めます。

② 経営トップによる現場巡視

経営トップである代表理事をはじめ、安全統括管理者（養老鉄道㈱鉄道営業部長）および施設管理者（総務企画課長）は、積極的に現業職場を巡視し、現場の安全に対する取組状況を確認するとともに、保守管理を行う養老鉄道㈱の施設・車両管理部門との意見交換を行い、安全管理の確認を行っています。

③ 内部監査の実施

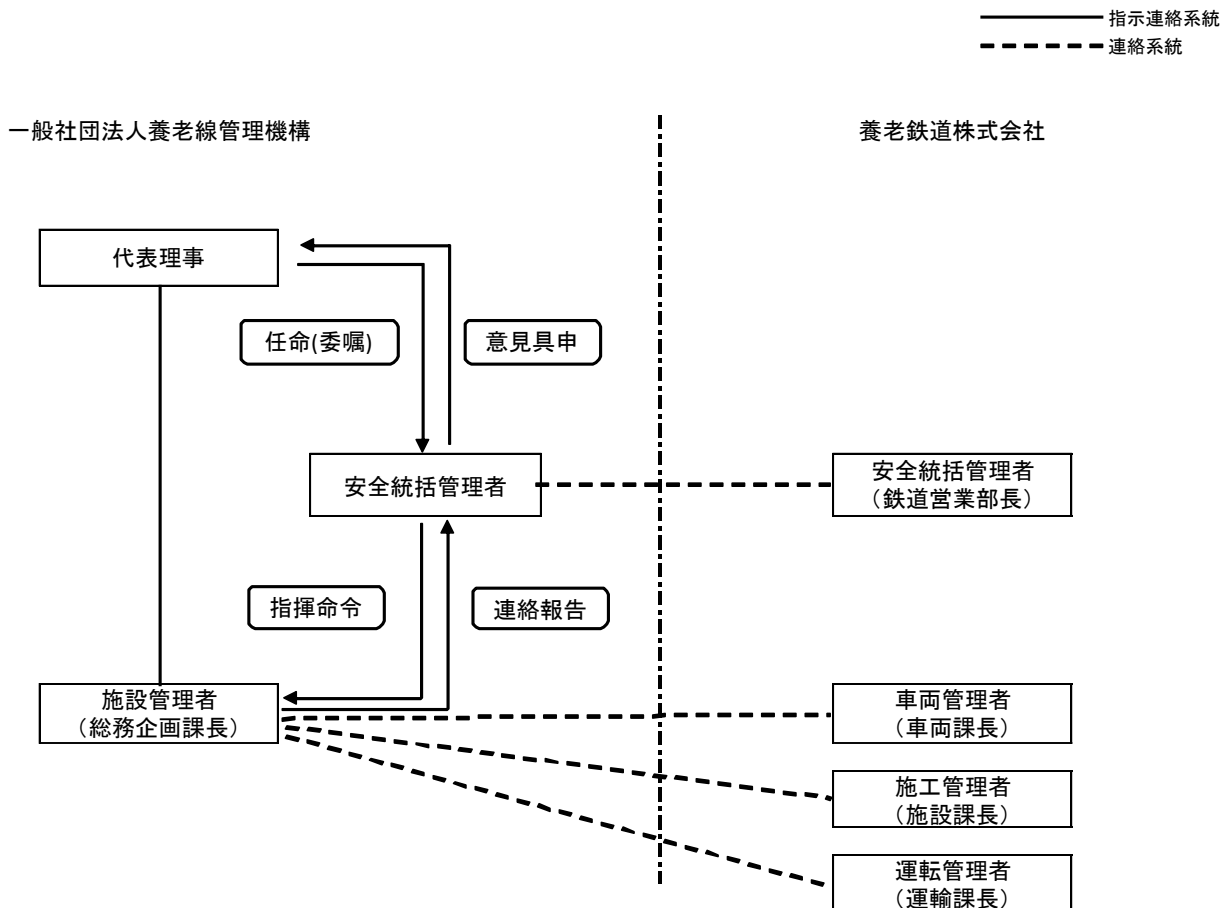
「運輸安全マネジメント制度」に基づき、安全管理体制の実施状況を確認するため、毎年1回内部監査を実施しています。令和5年度は、令和5年12月19日に実施し、適正であることを確認しております。今後もPDCAサイクルを機能させて継続的な安全性の向上を図ってまいります。

④ 教育訓練

「運輸安全マネジメント制度」に基づき、安全管理に関する知識・技能の維持向上を図るため、令和6年5月22日開催の理事会にて、役員への運輸安全マネジメント制度に関する研修を行い、組織全体での安全意識の向上を図っています。

5 安全管理体制

代表理事をトップとする安全管理組織を下図のとおり構築し、安全統括管理者および施設管理者の役割や責任を明確化し、安全確保に係る業務を適切に遂行します。



【各管理者の役割】

- ・ 代表理事 第三種鉄道事業者の長として、養老鉄道(株)と連携のもと、鉄道施設および車両に関する輸送の安全を確保するため必要な措置等を行う。
- ・ 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- ・ 施設管理者 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。